

山形労働局

【令和 8 年度山形県地域職業訓練実施計画（案）について】

令和8年度 山形県地域職業訓練実施計画（案）

令和8年4月1日
山形労働局
山形県
独立行政法人 高齢・障害・求職者
雇用支援機構 山形支部

第1 総則

1 計画のねらい

産業構造の変化、技術の進歩その他の経済的環境の変化の中で、職業の安定、労働者の地位の向上及び経済社会の発展を図るためには、これらによる業務の内容の変化に対する労働者の適応性を増大させ、及び円滑な就職に資するよう、労働者に対して適切な職業能力開発を行う必要がある。

このため、山形県、事業主等が行う職業能力開発に関する自主的な努力を尊重しつつ、雇用失業情勢等に応じて、国が、職業能力開発促進法（昭和44年法律第64号。以下「能開法」という。）第16条第1項の規定に基づき設置する公共職業能力開発施設（以下「公共職業能力開発施設」という。）において実施する職業訓練（能開法第15条の7第3項の規定に基づき実施する職業訓練（以下「委託訓練」という。）を含む。以下「公共職業訓練」という。）及び職業訓練の実施等による特定求職者の就職の支援に関する法律（平成23年法律第47号。以下「求職者支援法」という。）第4条第1項の規定により厚生労働大臣の認定を受けた職業訓練（以下「求職者支援訓練」という。）の充実を図ることにより、労働者の十分な職業能力開発の機会を確保する必要がある。

本計画は、本計画の対象期間（以下「計画期間」という。）中における対象者数や訓練内容等を明確にし、計画的な公共職業訓練及び求職者支援訓練（以下「公的職業訓練」という。）の実施を通じて、職業の安定、労働者の地位の向上等を図るものである。

また、公共職業能力開発施設は、本計画を実施する際に、山形労働局、ハローワーク、山形県等関係機関との連携を図り、効率的かつ効果的な公共職業訓練の実施を図るものとする。

2 計画期間

計画期間は、令和8年4月1日から令和9年3月31日までとする。

3 計画の改定

本計画は、公的職業訓練の実施状況等を踏まえ、必要な場合には改定を行うものとする。

第2 労働市場の動向と課題等

1 労働市場の動向と課題

労働市場の動向をみると、足下の令和7年12月現在では有効求人倍率は横ばいで、求人が引き続き求職を上回って推移しているが、持ち直しの動きに弱さが見られ、物価高騰等が雇用に与える影響に留意する必要がある。一方、生産年齢人口の減少に伴って人手不足感が深刻化し、社会全体での有効な人材活用が必要となっており、そのためには、働く方々の意欲と能力に応じた多様な働き方を可能とし、賃金上昇の好循環を実現していくことが重要である。

また、中長期的にみると、我が国は少子化による労働供給制約という課題を抱えている。こうした中で、我が国が持続的な経済成長を実現していくためには、多様な人材が活躍できるような環境整備を進め、労働生産性を高めていくことが必要不可欠であり、そのためには、職業能力開発への投資を推進していくことが重要である。

加えて、デジタル・トランスフォーメーションやグリーン・トランスフォーメーション（以下「DX等」という。）の進展といった大きな変革を受けて、中小企業等の着実な事業展開、生産性や技能・技術の向上のために必要となる人材の確保・育成が求められている。あわせて、企業規模等によっては、DX等の進展への対応が遅れがみられることにも留意が必要である。

こうした変化への対応が求められる中で、地域のニーズに合った人材の育成を推進するためには、公的職業訓練のあり方を不断に見直し、離職者の就職の実現に資する公的職業訓練や、産業界や地域の人材ニーズに合致した在職者の生産性の向上等、多様な職業能力開発の機会を確保・提供することが重要である。

特に、デジタル分野については、「デジタル田園都市国家構想総合戦略（2023改訂版）」（令和5年12月26日閣議決定）等において、デジタル人材が質・量ともに不足していることと、都市圏への偏在といった課題を解決するために、職業訓練のデジタル分野の重点化に計画的に取り組むこととしている。

障害者については、ハローワークにおける新規求職申込件数が増加傾向にあり、障害者の障害特性やニーズに応じた就職が実現できるよう、訓練機会の確保・拡充等を通じた一層の環境整備が求められるとともに、人生100年時代の到来による職業人生の長期化を踏まえ、今後は在職者訓練を通じた雇入れ後のキャリア形成支援を進めていく必要がある。また、障害者の福祉から雇用への移行を促進するため、障害者雇用施策と障害者福祉施策が連携を図りつつ、個々の障害者の就業ニーズに即した職業能力開発を推進し、障害者の職業の安定を図る必要がある。

2 直近の公的職業訓練をめぐる状況

令和7年度の新規求職者は令和7年12月末現在で35,087人（前年同月比1.6%減）であり、そのうち求職者支援法第2条に規定する特定求職者に該当する可能性のある者の数は令和7年12月末現在で15,162人（前年同月比0.8%減）であった。

これに対し、令和7年12月末現在の公的職業訓練の受講者数については、以下のとおりである。

<令和7年4月～12月>

離職者に対する公共職業訓練	502人（前年同月比5.6%減）
求職者支援訓練	359人（前年同月比5.9%増）
在職者訓練	900人（前年同月比18.8%減）

また、令和7年度の就職率は、令和7年12月末現在で公共職業訓練（離職者訓練）の施設内訓練が76.6%、委託訓練が62.5%、求職者支援訓練の基礎コースが54.1%、実践コースが58.1%であった。

注：就職率は、令和6年10月末から令和7年6月末までに修了した者の訓練修了後3か月における雇用保険適用就職（公共職業訓練は雇用保険適用相当就職を含む。）した者の割合

第3 令和8年度の公的職業訓練実施計画の実施方針

令和6年度及び7年度の離職者向け公的職業訓練の実施状況を分析すると、

- ① 応募倍率が低く、就職率が高い分野があること（例：介護分野）
- ② 応募倍率が高く、就職率が低い分野があること（例：IT分野・デザイン分野）
- ③ 委託訓練の計画数と実績は乖離しており、さらに令和7年度も同様の傾向にあること
- ④ デジタル人材が質・量ともに不足、都市圏偏在があること

といった課題がみられた。

これらの課題の解消を目指し、令和8年度の公的職業訓練は以下の方針に基づいて実施する。

① について：

- ・ 引き続き、応募倍率の上昇に向け、求職者の介護分野等の仕事や訓練の理解促進のため、訓練実施機関からの求職者向け説明会や訓練見学会を実施するなど、工夫した訓練の周知を行う。
- ・ スムーズに職業訓練が受講できるよう地域性を考慮した訓練実施時期の設定等を検討する。
- ・ 求職者に早い段階で訓練情報を提供し、ハローワークの職業相談窓口における受講勧奨の強化を図る。

② について：

- ・ 特に就職率の向上に向け、本人の受講希望だけでなく、本人の職業能力や求職条件等を踏まえた適切な職業相談、訓練のあっせんを行う。
- ・ 支援を行うハローワークの訓練窓口職員のITリテラシーの更なる向上を図る。
- ・ 訓練修了者のスキルが活用できる求人等の確保の推進や、eラーニング等のオンラインを活用した訓練を受講する求職者への適切な情報提供、就職に向けた意識付けとともに、就職支援の充実を図る。

③ について：

- ・ 引き続き、開講時期の柔軟化、受講申込み締切日から受講開始日までの期間の短縮、効果的な周知広報等、受講者数増加のための取組を行うほか、受講者数の実績等を踏まえ、必要な訓練規模を確保しつつ、計画数の見直しを図る。また、山形県等と連携してハローワークにおける就職支援の強化を検討するほか、山形労働局と山形県等関係機関との連携の上、目標を達成していない民間教育訓練機関に対し、訓練及び就職支援の自律的な改善を促すとともに、就職率の向上に向けて、その方策について対応を図る。

④ について：

- ・ 引き続き、職業訓練のデジタル分野への重点化を進め、一層のコース設定の促進を図る。
- ・ コース設定が進んでいない地域においては、その方策について対応を図る。

また、適切かつ効果的な職業訓練を実施していくため、効果検証を行う目的で設置されたワーキンググループの検証結果報告に基づき、訓練カリキュラム改善を図るとともに受講希望者のキャリアプランに沿った受講を推進し、かつ就職率の向上を図るため、詳細な情報提供を行うほか訓練修了者のスキルが活用できる求人等の確保に努める。

第4 計画期間中の公的職業訓練の対象者数等

1 離職者に対する公的職業訓練

(1) 離職者に対する公共職業訓練

ア 対象者数及び目標

(国の施設内訓練)

対象者数	282 人
目標	就職率：82.5 %

(県の施設内訓練)

対象者数	20 人
目標	就職率：100.0 %

(委託訓練)

対象者数	491 人
目標	就職率：75.0 %

イ 職業訓練の内容、職業訓練を設定する上での留意事項等

離職者に対する公共職業訓練については、訓練内容や訓練コースの設定について、以下の点を踏まえた実施に努める。

① 職業訓練の内容等

- ・ 職業訓練の内容に応じた様々な民間教育訓練機関を活用した多様な職業能力開発の機会の提供にあつては、山形県が実施する施設内訓練との役割分担を踏まえる。
- ・ 国の施設内訓練については、民間教育訓練機関では実施できないものづくり分野において実施する。
- ・ 受講者に対する訓練修了前から就職まで一貫した支援のため、ハローワークと関係機関との連携強化の下、職務経歴書・履歴書の作成指導、面接指導、ジョブ・カードを活用したキャリアコンサルティング、職業相談、求人情報の提供等の計画的な就職支援を実施する。
- ・ 委託訓練については、全ての労働人口がデジタルリテラシーを身につけ、デジタル技術を活用できるようになることが重要であるとされていることや、国民一人一人がサイバーセキュリティに対する意識・理解を深め、基本的な取組や対策を平時から行うことが求められていることから、全ての訓練分野に係る訓練コースにおいて、デジタルリテラシーや情報セキュリティに関するリテラシーの向上促進を図る。
- ・ 委託訓練については、山形県等関係機関と連携して、ハローワークへの来所等を促して就職支援を行う取組の強化を検討する。また、必要に応じて、目標を踏まえた訓練先の選定方策について検討する。
- ・ 経済社会が急速に変化する中、一人ひとりが能力を発揮し、それに適した賃金や処遇を得られ、安定して働くことができる環境整備の一環として、必要に応じ職業能力評価制度との連動をより意識した内容とする。

② 分野に応じた訓練コースの設定等

- ・ IT 分野、デザイン分野については、デジタル分野の重点化の観点から、IT、WEB デザイン関連の資格取得を目指すコースの委託費の上乗せ措置や企業実習を組み込んだ訓練コースの委託費の上乗せ措置、オンライン訓練（e ラーニングコース）におけるパソコン等の貸与に要した経費を委託費の対象とする措置、DX推進スキル標準に対応した訓練コースの委託費の上乗せ措置により、訓練コースの設定を推進する。
また、就職率の向上のため、求人ニーズに即した訓練コースを促進し、求職者の職業能力や求職条件等に沿った訓練コースを選択できるよう、支援を行うハローワークの窓口職員の知識の向上や、訓練実施施設による事前説明会等に参加できる機会の確保を図る。あわせて、訓練修了者のスキルが活用できる求人等の確保を推進するとともに、事業主等に対して、訓練受講により習得することができるスキル等の訓練効果を広く周知し、また、受講者との面談の機会を設けるなどにより、就職機会の拡大を図る。
- ・ ものづくり分野については、DX等に対応した職業訓練コースを充実させる。
- ・ 介護分野については、ハローワークにおいて、介護等の仕事の魅力発信のためセミナー等を開催するとともに、職場見学・職場体験等を組み込んだ訓練コースの委託費の上乗せ措置により、訓練コースの設定を促進する。
また、職業訓練の応募倍率の向上のため、応募・受講しやすい募集・訓練日程を検討した上で実施するとともに、訓練コースの内容や効果を踏まえた受講勧奨を実施する。

③ 対象者に応じた訓練コースの設定等

- ・ 育児や介護等、多様な事情を抱える求職者等が主体的に受講できるよう実施期間・時間に配慮した訓練コースや、オンライン訓練（e ラーニングを含む。）、託児サービス付き訓練コースの設定を推進する。
- ・ 雇用のセーフティネットとして、母子家庭の母等のひとり親等特別な配慮や支援を必要とする求職者に対して、それぞれの特性に応じた職業訓練を実施する。

④ 民間教育訓練機関が提供する職業訓練の質の向上

- ・ 独立行政法人高齢・障害・求職者雇用支援機構山形支部（以下「機構山形支部」という。）と連携し、民間教育訓練機関における職業訓練サービスガイドラインに関連する施策について、民間教育訓練機関をはじめとする職業能力開発関係者に対する認知度の向上・普及の取組を推進する。

(2) 求職者支援訓練

ア 対象者数及び目標

対象者数 訓練認定規模の上限 650人

目標 雇用保険適用就職率：基礎コース 60%、実践コース 63%

イ 職業訓練の内容、職業訓練を設定する上での留意事項等

求職者支援訓練については、訓練内容や訓練コースの設定について、以下の点を踏まえた実

施に努める。

① 職業訓練の内容等

- ・ 基礎的能力を習得する職業訓練（基礎コース）及び実践的能力を習得する職業訓練（実践コース）を設定することとし、認定規模の割合は以下のとおりとする。

基礎コース 訓練認定規模の30%程度

実践コース 訓練認定規模の70%程度

その際、デジタル分野等の成長分野や人材確保が困難となっている介護等の分野・職種に重点を置くとともに、地域における産業の動向及び求人ニーズを踏まえたものとする。

また、育児中の女性等で再就職を目指す者、未内定のまま卒業する新卒者、コミュニケーション能力等の課題を有する者、生活困窮者、さらには短時間労働者等の不安定就労者、就職氷河期を含むミドルシニア世代の者で不安定な就労についている者や無業状態の者等、対象者の特性・訓練ニーズに応じた職業訓練の設定にも努めることとする。

実践コースのうち、

介護系	実践コース全体の訓練認定規模の	10%程度
医療事務系	実践コース全体の訓練認定規模の	15%程度
デジタル系	実践コース全体の訓練認定規模の	30%程度
うちIT系	実践コース全体の訓練認定規模の	15%程度
うちWEBデザイン系	実践コース全体の訓練認定規模の	15%程度
営業・販売・事務系	実践コース全体の訓練認定規模の	35%程度
その他の成長分野等	実践コース全体の訓練認定規模の	5%程度
分野別共有枠	実践コース全体の訓練認定規模の	5%程度

新規参入となる職業訓練の上限は以下のとおりとする。

基礎コース 30%

実践コース 30%

新規参入枠については、上記の値を超えてはならないこととするが、一の申請対象期間における新規参入枠以外の設定数（以下「実績枠」という。）に対する認定申請が、当該実績枠の上限を下回る場合は、当該実績枠の残余を、当該申請対象期間内の新規参入枠とすることも可能とする。ただし、年間上限値の範囲内とする。

新規参入枠については、同一の認定単位期間に余剰が生じる場合は、当該新規参入枠の残余を実績枠とすることも可能とする。

新規参入枠については、職業訓練の案等が良好なものから、実績枠については、求職者支援訓練の就職実績等が良好なものから認定する。

山形県においては、特定求職者が県内各地域において、職業訓練を受ける機会、選択肢を十分確保するために、特定の地域・訓練実施機関に偏ることがないように、原則として四半期ごとの認定における訓練実施機関の認定上限枠を設けることとする。

なお、通所型の訓練を受ける機会を確保する観点から、eラーニングコースの認定上限を別途設ける場合がある。

基礎コース	認定上限	1コース
	定員上限	30人
実践コース	認定上限	1コース（系毎とする）
	定員上限	30人

※ 上記の認定上限枠については、訓練認定規模の定員に満たない場合等やむを得ない事情がある場合は、これまでどおり上限を超えて認定しても差し支えないこととする。

- ・ 受講者に対する訓練修了前から就職まで一貫した支援のため、ハローワークと関係機関との連携強化の下、ジョブ・カードを活用したキャリアコンサルティング、求人情報の提供等の計画的な就職支援を実施する。
- ・ 全ての労働人口がデジタルリテラシーを身につけ、デジタル技術を活用できるようにすることが重要であるとされていることや、一人一人がサイバーセキュリティに対する意識・理解を深め、基本的な取組や対策を平時から行うことが求められていることから、全ての訓練分野に係る訓練コースにおいて、デジタルリテラシーや情報セキュリティに関するリテラシーの向上促進を図る。
- ・ 経済社会が急速に変化する中、一人ひとりが能力を発揮し、それに適した賃金や処遇を得られ、安定して働くことができる環境整備の一環として、必要に応じ職業能力評価制度との連動をより意識した内容とする。

注1 求職者支援訓練は、地域職業訓練実施計画に則して、四半期ごとに認定する。
介護系やデジタル系等、設定が必要と認められる訓練コースについては、四半期にこだわらず受付期間を設定することを可能とする。

注2 一度認定されたものの開講されずに中止となった場合は、訓練コース分の余剰定員を同一年度内の同一分野での認定に振り替えることを可能とする。

注3 実践コースにおいて設定された訓練分野において、当該訓練分野の訓練コースが認定されなかった場合の余剰定員は、同一認定単位期間の「その他」分野（「営業・販売・事務分野」などを含む）に振り替えを可能とする。

注4 実践コースへの申請が四半期ごとの各系における訓練認定規模を下回った場合は、余剰定員を同一認定期間内の他の系に振り替えることを可能とする。
また、第4四半期（必要と認める場合は、第3四半期も含む）に限っては、認定コースの定員数が少なかった場合の繰越し分、中止コースの繰越し分及び同一認定単位期間内の余剰定員分について、基礎コースと実践コース間の振り替えや、実践コースの他の分野への振り替えを可能とする。

注5 本計画において示した内容は、次のイとロに掲げる事項を除き、「山形県地域職業能力開発促進協議会」（以下「協議会」という。）での議論を踏まえ、地域の実情に応じて異なる設定とすることができる。

- イ 訓練認定規模を超えてはならないこと
- ロ 新規参入枠は上に掲げた値を超えてはならないこと及び全く新規参入枠を設定しないこととならないこと

② 分野に応じた訓練コースの設定等

- ・ IT 分野、デザイン分野については、デジタル分野の重点化の観点から、IT、WEB デザイン関連の資格取得を目指す訓練コースへの基本奨励金の上乗せ措置や、企業実習を組み込んだデジタル分野の訓練コースやオンライン訓練（e ラーニングコース）におけるパソコン等の貸与に要した経費への奨励金支給措置、DX 推進スキル標準に対応した訓練コースの基本奨励金の上乗せ措置により、訓練コースの設定を推進する。
また、就職率の向上のため、求人ニーズに即した訓練内容を検討し、求職者の職業能力や求職条件等に沿った適切な訓練コースを選択できるよう、支援を行うハローワークの窓口職員の知識の向上や、訓練実施施設による事前説明会等に参加できる機会の確保を図る。あわせて、訓練修了者のスキルが活用できる求人等の確保を推進するとともに、事業主等に対して、訓練受講により習得することができるスキル等の訓練効果を広く周知し、また、受講者との面談の機会を設けるなどにより、十分な就職支援を実施する。
- ・ 介護分野については、職場見学・職場体験等を組み込んだ訓練コースへの奨励金支給措置により、訓練コースの設定を促進するとともに、スムーズに職業訓練を受講できるよう、地域性を考慮した訓練実施時期の設定等を検討する。
- ・ 介護分野については、ハローワークにおいて、介護等の仕事の魅力発信のためセミナーを開催するとともに、求職者に対し訓練開始時期を見据え、早い段階で訓練情報の提供を行い、訓練実施機関を介して説明会を実施するなど周知を強化する。

③ 対象者に応じた訓練コースの設定等

- ・ 育児や介護等、多様な事情を抱える求職者等が主体的に受講できるよう実施期間・時間に配慮した訓練コースや、オンライン訓練（e ラーニングを含む。）、託児サービス付き訓練コースの設定を推進する。

④ 民間教育訓練機関が提供する職業訓練の質の向上

- ・ 機構山形支部と連携し、民間教育訓練機関における職業訓練サービスガイドラインに関連する施策について、民間教育訓練機関をはじめとする職業能力開発関係者に対する認知度の向上・普及の取組を推進する。

計画期間中の公的職業訓練（離職者訓練）の対象者数等

分 野	全体計画数	公共職業訓練（県）		公 共 職 業 訓練（機構）	求職者支援 訓練	
		施設内	委 託			
	定 員	定 員	定 員	定 員	定 員	
公共職業訓練（離職者向け）＋ 求職者支援訓練（実践コース）	IT分野	203		135		68
	営業・販売・事務分野	310		150		160
	医療事務分野	148		80		68
	介護・医療・福祉分野	96		51		45
	農業分野	0				
	旅行観光分野	0				
	デザイン分野	83		15		68
	製造分野	172	20		152	
	建設関連分野	90			90	
	理容・美容分野	0				
	その他分野 ※	146		60	40	46
求職者支援訓練（基礎コース）	195				195	
合 計	1,443	20	491	282	650	
(参考) デジタル分野	382	0	150	96	136	

注) ※ 年度当初において、分野設定が未確定分を含む

2 在職者に対する公共職業訓練等

(1) 対象者数

公共職業訓練（在職者訓練） 1,905 人
生産性向上支援訓練 730 人

(2) 職業訓練の内容等

- ・ 在職者訓練については、産業構造の変化、技術の進歩等による業務の変化に対応する高度な技能及びこれに関する知識を習得させる真に高度な職業訓練であって、民間教育訓練機関において実施することが困難なものを実施する。
- ・ ものづくり分野において、企業の中で中核的役割を果たしている者を対象に、専門的知識及び技能・技術を習得させる高度なものづくり訓練を実施する。さらに、DX等に対応した職業訓練コースの開発・充実、訓練内容の見直し等を図る。
- ・ ポリテクセンター山形に設置した生産性向上人材育成支援センターにおいては、幅広い分野の事業主からのデジタル人材や生産性向上に関する相談等に対応するとともに、課題の解消に向けた適切な職業訓練のコーディネート等の事業主支援を実施する。
- ・ 訓練の効果を客観的に把握する観点から、訓練コースの受講を指示した事業主等に対し

て、職場での業務改善や事業所の生産性の向上、現場力の強化など訓練受講により生じた効果を確認する。

- ・ 事業主等に対し、在職者訓練等の受講による従業員のスキル向上及び生産性向上等の訓練効果を広く周知し、在職者訓練等の受講促進を図る。

《山形県》在職者訓練（公開講座）

主に高度な技術の習得希望者や少人数制の研修希望者を対象。

訓練施設・学校	コース数	定員(人)	コース名
県立 産業技術短期大学校	23	127	情報通信技術セミナー、 人口が減少する変化・変動社会に向けた生産 改善セミナー、 IoTセミナー、他
県立 産業技術短期大学校 庄内校	14	70	シーケンス制御入門、 マシニングセンタ入門、 3次元CAD入門、他
合計	37	197	

《山形県》在職者訓練（向上訓練）

主に技能検定等の資格取得希望者や新たな知識や技能・技術を習得したい希望者を対象。

訓練施設・学校	コース数	定員(人)	コース名
県立 山形職業能力開発専門校	35	540	ビジネススキル基礎、会計の基礎、 AutoCAD基礎、3D CAD基礎（Fusion360）、 生産管理基礎、品質管理基礎、 オーダーメイドコース、他
県立 庄内職業能力開発センター	3	112	アーク溶接特別教育（2コース）、 オーダーメイドコース（1コース）
合計	38	652	

《山形県》在職者訓練（デジタルスキル向上訓練）

主にデジタル技術の利活用スキルの向上希望者を対象。

訓練施設・学校	コース数	定員(人)	コース名
県立 山形職業能力開発専門校	13	195	EXCEL活用（マクロ/VBA）、 ネットワーク、AI、DX、他
合計	13	195	

《ポリテクセンター山形（生産性向上人材育成支援センター）》

在職者訓練

訓練施設・学校	コース数	定員(人)	訓練分野
ポリテクセンター山形	83	861	◎機械系・・・・・・・・ 44コース 441人 ◎電気・電子系・・・・ 13コース 160人 ◎居住系・・・・・・・・ 26コース 260人
合計	83	861	

※地域ニーズを把握したうえで、計画したもの。

生産性向上支援訓練

訓練施設・学校	コース数	定員(人)	訓練分野
ポリテクセンター山形	—	730	◎生産性向上支援訓練 ①うちDX対応コース・・・・220人 ②うちミドルシニアコース・・50人 他
合計	—	730	

- ① 中小企業等でDXに対応するための人材育成に向けた生産性向上支援訓練
- ② 70歳までの就業機会の確保に資する中高年齢層向けの生産性向上支援訓練

3 学卒者等に対する公共職業訓練

(1) 対象者数及び目標

対象者数 460人（専門課程370人、普通課程90人）

目標 就職率：95%

(2) 職業訓練の内容等

- ・ 産業の基盤を支える人材を養成するために、職業に必要な理論と技能・技術を結びつけた実学融合の教育訓練システムにより、最新の技能・技術に対応できる高度なものづくりを支える人材（高度実践技能者）を養成する。特に、DX等に対応した職業訓練コースを充実する。
- ・ 職業訓練と学校教育との密接な連携の下、地域人材の育成を図るとともに、学卒者のみならず、社会人の更なる入校促進を図る。

《山形県》高度職業訓練（専門課程）

専門課程として新規学卒者等を対象とした高度職業訓練を実施する。

訓練施設・学校	コース数	定員(人)	コース名
県立 産業技術短期大学校	7	250	【2年課程】 デジタルエンジニアリング科、 メカトロニクス科、 建築環境システム科、 情報システム科、 知能電子システム科、 土木エンジニアリング科 【1年課程】 産業技術専攻科（社会人等対象）
県立 産業技術短期大学校 庄内校	3	120	【2年課程】 生産エンジニアリング科、 情報通信システム科、 IT会計システム科
合計	10	370	

《山形県》普通職業訓練（普通課程）

普通課程として高卒の新規卒業者を対象とした職業訓練を実施する。

校名	コース数	定員(人)	訓練分野
県立 山形職業能力開発専門校	2	90	【2年課程】 自動車科（高卒）、 建設技術科（高卒）
合計	2	90	

4 障害者等に対する公共職業訓練

(1) 対象者数及び目標（委託訓練）

対象者数 30人
目標 就職率：55%

(2) 職業訓練の内容等

- ・ 民間企業等に対して委託する障害者委託訓練では、訓練受講対象となる障害者のニーズを把握し、各コースの定員の確保に努める。また、特に法定雇用率が未達成である企業や、障害者の雇用の経験の乏しい企業等を開拓するとともに、訓練内容や就職支援の充実を図りながら、引き続き推進するものとする。

- ・ 障害者の就業ニーズ及び企業の人材ニーズを踏まえ、定員の充足状況や修了者の就職実績を検証しながら、訓練コースの見直しを行うものとする。
- ・ 障害者の職業能力開発を効果的に行うため、地域における雇用、福祉、教育等の関係機関が連携を図りながら職業訓練を推進する。なお、令和7年度より障害者委託訓練におけるPDCA評価を本格実施している。当該PDCA評価では、就職率の上昇と計画数と実績の乖離に取り組むものであり、当該評価を基に訓練を計画する。
- ・ 当該公共職業訓練の受講者に対し、ハローワーク等との連携強化の下、訓練の開始時から計画的な就職支援を実施し、就職率の向上を図るものとする。

《山形県》障害者等に対する公共職業訓練（委託訓練）

訓練種別	コース数	定員(人)	科目名
障害者対象職業訓練	1	5	パソコン基礎科 (パソコンの基礎知識及び基本操作を学ぶ) ※訓練期間は概ね1か月
	1	5	サービス補助科 (施設清掃、介護補助等の基本を学ぶ) ※訓練期間は概ね1か月
	10	10	インターンシップコース(事業所で就労に必要なスキルを身につける。) ※訓練期間は概ね1か月～3か月
	2	10	在職者スキルアップコース (在職者を対象に能力向上を図る) ※訓練期間は概ね5日
合計	14	30	

第5 その他

山形県は令和8年度に実施する地域リ・スキリング推進事業について、実施自治体名・事業名・事業概要を記載した一覧を令和8年度に開催される協議会へ報告を行い、協議会はその実施状況等を把握し、必要な場合は山形県へ助言を行うこととする。

これを受け、山形県においては、事業の適正な執行を図り、県内事業者のリ・スキリングへの取組を促進するものとする。

令和 8 7 年度 山形県地域職業訓練実施計画（案）

令和 8 7 年 4 月 1 日
山形労働局
山形県
独立行政法人 高齢・障害・求職者
雇用支援機構 山形支部

第 1 総則

1 計画のねらい

産業構造の変化、技術の進歩その他の経済的環境の変化の中で、職業の安定、労働者の地位の向上及び経済社会の発展を図るためには、これらによる業務の内容の変化に対する労働者の適応性を増大させ、及び円滑な就職に資するよう、労働者に対して適切な職業能力開発を行う必要がある。

このため、山形県、事業主等が行う職業能力開発に関する自主的な努力を尊重しつつ、雇用失業情勢等に応じて、国が、職業能力開発促進法（昭和 44 年法律第 64 号。以下「能開法」という。）第 16 条第 1 項の規定に基づき設置する公共職業能力開発施設（以下「公共職業能力開発施設」という。）において実施する職業訓練（能開法第 15 条の 7 第 3 項の規定に基づき実施する職業訓練（以下「委託訓練」という。）を含む。以下「公共職業訓練」という。）及び職業訓練の実施等による特定求職者の就職の支援に関する法律（平成 23 年法律第 47 号。以下「求職者支援法」という。）第 4 条第 1 項の規定により厚生労働大臣の認定を受けた職業訓練（以下「求職者支援訓練」という。）の充実を図ることにより、労働者の十分な職業能力開発の機会を確保する必要がある。

本計画は、本計画の対象期間（以下「計画期間」という。）中における対象者数や訓練内容等を明確にし、計画的な公共職業訓練及び求職者支援訓練（以下「公的職業訓練」という。）の実施を通じて、職業の安定、労働者の地位の向上等を図るものである。

また、公共職業能力開発施設は、本計画を実施する際に、山形労働局、ハローワーク、山形県等関係機関との連携を図り、効率的かつ効果的な公共職業訓練の実施を図るものとする。

2 計画期間

計画期間は、令和 8 7 年 4 月 1 日から令和 9 8 年 3 月 31 日までとする。

3 計画の改定

本計画は、公的職業訓練の実施状況等を踏まえ、必要な場合には改定を行うものとする。

第 2 労働市場の動向と課題等

1 労働市場の動向と課題

労働市場の動向をみると、足下の令和 7 6 年 12 月現在では求人が底堅く推移しており、緩やかに持ち直しているが、物価上昇等が雇用に与える影響に留意する必要がある。有効求人倍率は横ばいで、求人が引き続き求職を上回って推移しているが、持ち直しの動きに弱さが見られ、物価高騰等が雇用と与える影響に留意する必要がある。一方、生産年齢人口の減少に伴って人手不足感が深刻化し、社会全体での有効な人材活用が必要となっており、そのためには、働く方々の意欲と能力に応じた

多様な働き方を可能とし、賃金上昇の好循環を実現していくことが重要である。

また、中長期的にみると、我が国は少子化による労働供給制約という課題を抱えている。こうした中で、我が国が持続的な経済成長を実現していくためには、多様な人材が活躍できるような環境整備を進め、労働生産性を高めていくことが必要不可欠であり、そのためには、職業能力開発への投資を推進していくことが重要である。

加えて、デジタル・トランスフォーメーションやグリーン・トランスフォーメーション（以下「DX等」という。）の進展といった大きな変革を受けて、中小企業等の着実な事業展開、生産性や技能・技術の向上のために必要となる人材の確保・育成が求められている。あわせて、企業規模等によっては、DX等の進展への対応が遅れがみられることにも留意が必要である。

こうした変化への対応が求められる中で、地域のニーズに合った人材の育成を推進するためには、公的職業訓練のあり方を不断に見直し、離職者の就職の実現に資する公的職業訓練や、産業界や地域の人材ニーズに合致した在職者の生産性の向上等、多様な職業能力開発の機会を確保・提供することが重要である。

特に、デジタル分野については、「デジタル田園都市国家構想総合戦略（2023改訂版）」（令和5年12月26日閣議決定）等において、デジタル人材が質・量ともに不足していることと、都市圏への偏在といった課題を解決するために、職業訓練のデジタル分野の重点化に計画的に取り組むこととしている。

障害者については、ハローワークにおける新規求職申込件数が増加傾向にあり、障害者の障害特性やニーズに応じた就職が実現できるよう、**訓練機会の確保・拡充等を通じた**一層の環境整備が求められるとともに、人生100年時代の到来による職業人生の長期化を踏まえ、今後は**在職者訓練を通じた**雇入れ後のキャリア形成支援を進めていく必要がある。また、障害者の福祉から雇用への移行を促進するため、障害者雇用施策と障害者福祉施策が連携を図りつつ、個々の障害者の就業ニーズに即した職業能力開発を推進し、障害者の職業の安定を図る必要がある。

2 直近の公的職業訓練をめぐる状況

令和7-6年度の新規求職者は令和7-6年12月末現在で35,087~~35,658~~人（前年同月比1.62~~.8~~%減）であり、そのうち求職者支援法第2条に規定する特定求職者に該当する可能性のある者の数は令和7-6年12月末現在で15,162~~15,278~~人（前年同月比0.81~~.9~~%減増）であった。

これに対し、令和7-6年12月末現在の公的職業訓練の受講者数については、以下のとおりである。

<令和7-6年4月～12月>

離職者に対する公共職業訓練	502 532 人（前年同月比5.60 .6 %減）
求職者支援訓練	359 339 人（前年同月比5.920 .6 %増減）
在職者訓練	900 1,109 人（前年同月比18.822 .7 %減増）

また、令和7-6年度の就職率は、令和7-6年12月末現在で公共職業訓練（離職者訓練）の施設内訓練が76.682~~.5~~%、委託訓練が62.567~~.4~~%、求職者支援訓練の基礎コースが54.149~~.4~~%、実践コースが58.156~~.7~~%であった。

注：就職率は、令和6-5年10月末から令和7-6年6月末までに修了した者の訓練修了後3か月におけ

る雇用保険適用就職（公共職業訓練は雇用保険適用相当就職を含む。）した者の割合

第3 令和8年度の公的職業訓練実施計画の実施方針

令和6年度及び7年度の離職者向け公的職業訓練の実施状況を分析すると、

- ① 応募倍率が低く、就職率が高い分野があること（例：介護分野）
- ② 応募倍率が高く、就職率が低い分野があること（例：IT分野・デザイン分野）
- ③ 委託訓練の計画数と実績は乖離しており、さらに令和7年度も同様の傾向にあること
- ④ デジタル人材が質・量ともに不足、都市圏偏在があること

といった課題がみられた。

これらの課題の解消を目指し、令和8年度の公的職業訓練は以下の方針に基づいて実施する。

① について：

- ・ 引き続き、応募倍率の上昇に向け、求職者の介護分野等の仕事や訓練の理解促進のため、訓練実施機関からの求職者向け説明会や訓練見学会を実施するなど、工夫した訓練の周知を行う。
- ・ スムーズに職業訓練が受講できるよう地域性を考慮した訓練実施時期の設定等を検討する。
- ・ 求職者に早い段階で訓練情報を提供し、ハローワークの職業相談窓口における受講勧奨の強化等を図る。

② について：

- 必要とされる人材ニーズに見合った訓練カリキュラムを検討する
- ・ 特に就職率の向上に向け、本人の受講希望だけでなく、本人の職業能力や求職条件等を踏まえた適切な職業相談、訓練のあっせんを行う。
- ・ 支援を行うハローワークの訓練窓口職員の知識のITリテラシーの更なる向上を図る。
- 訓練修了者への就職支援を強化する（企業への求人開拓等）
- 事業主等に対して、訓練受講により習得することができるスキル等の訓練効果を広く周知する
- ・ 訓練修了者のスキルが活用できる求人等の確保の推進や、eラーニング等のオンラインを活用した訓練を受講する求職者への適切な情報提供、就職に向けた意識付けとともに、就職支援の充実を図る。

③ について：

- ・ 引き続き、開講時期の柔軟化、受講申込み締切日から受講開始日までの期間の短縮、効果的な周知広報等、受講者数増加のための取組を行うほか、就職率に加えて訓練関連職種の魅力や働きがい、就職した場合の処遇といった観点を踏まえた求職者の希望に応じた受講あっせんの強化を図る受講者数の実績等を踏まえ、必要な訓練規模を確保しつつ、計画数の見直しを図る。また、山形県等と連携してハローワークにおける就職支援の強化を検討するほか、山形労働局と山形県等関係機関との連携の上、目標を達成していない民間教育訓練機関に対し、訓練及び就職支援の自律的な改善を促すとともに、就職率の向上に向けて、その方策について対応を図る。

④ について：

- ・ 引き続き、職業訓練のデジタル分野への重点化を進め、一層のコース設定の促進を図る。

- ・ コース設定が進んでいない地域においては、その方策について対応を図る。

また、適切かつ効果的な職業訓練を実施していくため、効果検証を行う目的で設置されたワーキンググループの検証結果報告に基づき、受講希望者のキャリアプランに沿った受講を推進し、かつ就職率の向上を図るため、訓練カリキュラム等の詳細な情報提供を行うほか、訓練修了者歓迎求人等の確保に努める訓練カリキュラム改善を図るとともに受講希望者のキャリアプランに沿った受講を推進し、かつ就職率の向上を図るため、詳細な情報提供を行うほか訓練修了者のスキルが活用できる求人等の確保に努める。

第4 計画期間中の公的職業訓練の対象者数等

1 離職者に対する公的職業訓練

(1) 離職者に対する公共職業訓練

ア 対象者数及び目標

(国の施設内訓練)

対象者数	282 人
目標	就職率：82.5 %

(県の施設内訓練)

対象者数	20 人
目標	就職率：100.0 %

(委託訓練)

対象者数	491 730 人
目標	就職率：75.0 %

イ 職業訓練の内容、職業訓練を設定する上での留意事項等

離職者に対する公共職業訓練については、訓練内容や訓練コースの設定について、以下の点を踏まえた実施に努める。

① 職業訓練の内容等

- ・ 職業訓練の内容に応じた様々な民間教育訓練機関を活用した多様な職業能力開発の機会の提供にあっては、山形県が実施する施設内訓練との役割分担を踏まえる。
- ・ 国の施設内訓練については、民間教育訓練機関では実施できないものづくり分野において実施する。
- ・ 受講者に対する訓練修了前から就職まで一貫した支援のため、ハローワークと関係機関との連携強化の下、職務経歴書・履歴書の作成指導、面接指導、ジョブ・カードを活用したキャリアコンサルティング、職業相談、求人情報の提供等の計画的な就職支援を実施する。
- ・ 委託訓練については、全ての労働人口がデジタルリテラシーを身につけ、デジタル技術を利活用できるようにすることが重要であるとされていることからや、国民一人一人がサイバーセキュリティに対する意識・理解を深め、基本的な取組や対策を平時から行うことが求められていることから、全ての訓練分野に係る訓練コースにおいて、デジタル

リテラシーや情報セキュリティに関するデジタルリテラシーの向上促進を図る。

- ・ 委託訓練については、山形県等関係機関と連携して、ハローワークへの来所等を促して就職支援を行う取組の強化を検討する。また、必要に応じて、目標を踏まえた訓練先の選定方策について検討する。
- ・ 経済社会が急速に変化する中、一人ひとりが能力を発揮し、それに適した賃金や処遇を得られ、安定して働くことができる環境整備の一環として、必要に応じ職業能力評価制度との連動をより意識した内容とする。

② 分野に応じた訓練コースの設定等

- ・ IT 分野、デザイン分野については、デジタル分野の重点化の観点から、IT、WEB デザイン関連の資格取得を目指すコースの委託費の上乗せ措置や企業実習を組み込んだ訓練コースの委託費の上乗せ措置、オンライン訓練（e ラーニングコース）におけるパソコン等の貸与に要した経費を委託費の対象とする措置、DX推進スキル標準に対応した訓練コースの委託費の上乗せ措置により、訓練コースの設定を推進する。

また、就職率の向上のため、求人ニーズに即した訓練コースを促進し、求職者が自身の希望求職者の職業能力や求職条件等に沿った訓練コースを選択できるよう、支援を行うハローワークの窓口職員の知識の向上や、訓練実施施設による事前説明会等に参加できる機会の確保を図る。あわせて、就職機会の拡大に資するよう訓練修了者歓迎求人等の確保を推進するとともに、十分な就職支援を実施する訓練修了者のスキルが活用できる求人等の確保を推進するとともに、事業主等に対して、訓練受講により習得することができるスキル等の訓練効果を広く周知し、また、受講者との面談の機会を設けるなどにより、就職機会の拡大を図る。

- ・ ものづくり分野については、DX等に対応した職業訓練コースを充実させる。
- ・ 介護分野については、ハローワークにおいて、介護等の仕事の魅力発信のためセミナー等を開催するとともに、職場見学・職場体験等を組み込んだ訓練コースの委託費の上乗せ措置により、訓練コースの設定を促進する。

また、職業訓練の応募倍率の向上のため、応募・受講しやすい募集・訓練日程を検討した上で実施するとともに、訓練コースの内容や効果を踏まえた受講勧奨を実施する。

- ・ ~~委託訓練については、計画数を踏まえ、十分な訓練機会の確保に努めるとともに、開講時期の柔軟化、受講申込の締切日から受講開始日までの期間の短縮、効果的な周知広報等、受講者数増加のための取組を行う。~~

③ 対象者に応じた訓練コースの設定等

- ・ 育児や介護等、多様な事情を抱える求職者等が主体的に受講できるよう実施期間・時間に配慮した訓練コースや、オンライン訓練（e ラーニングを含む。）、託児サービス付き訓練コースの設定を推進する。
- ・ 雇用のセーフティネットとして、母子家庭の母等のひとり親等特別な配慮や支援を必要とする求職者に対して、それぞれの特性に応じた職業訓練を実施する。

④ 民間教育訓練機関が提供する職業訓練の質の向上

- ・ 独立行政法人高齢・障害・求職者雇用支援機構山形支部（以下「機構山形支部」という。）と連携し、民間教育訓練機関における職業訓練サービスガイドラインに関連する施策について、民間教育訓練機関をはじめとする職業能力開発関係者に対する認知度の向上・普及の取組を推進する。

(2) 求職者支援訓練

ア 対象者数及び目標

対象者数 訓練認定規模の上限 650人

目標 雇用保険適用就職率：基礎コース 60.58%、実践コース 63%

イ 職業訓練の内容、職業訓練を設定する上での留意事項等

求職者支援訓練については、訓練内容や訓練コースの設定について、以下の点を踏まえた実施に努める。

① 職業訓練の内容等

- ・ 基礎的能力を習得する職業訓練（基礎コース）及び実践的能力を習得する職業訓練（実践コース）を設定することとし、認定規模の割合は以下のとおりとする。

基礎コース 訓練認定規模の30%程度

実践コース 訓練認定規模の70%程度

その際、デジタル分野等の成長分野や人材確保が困難となっている介護等の分野・職種に重点を置くとともに、地域における産業の動向及び求人ニーズを踏まえたものとする。

また、育児中の女性等で再就職を目指す者、未内定のまま卒業する新卒者、コミュニケーション能力等の課題を有する者、生活困窮者、さらには短時間労働者等の不安定就労者、就職氷河期を含むミドルシニア世代の者で不安定な就労についている者や無業状態の者等、対象者の特性・訓練ニーズに応じた職業訓練の設定にも努めることとする。

実践コースのうち、

介護系	実践コース全体の訓練認定規模の	10%程度
医療事務系	実践コース全体の訓練認定規模の	15%程度
デジタル系	実践コース全体の訓練認定規模の	30%程度
うちIT系	実践コース全体の訓練認定規模の	15%程度
うちWEBデザイン系	実践コース全体の訓練認定規模の	15%程度
営業・販売・事務系	実践コース全体の訓練認定規模の	35%程度
その他の成長分野等	実践コース全体の訓練認定規模の	5%程度
分野別共有枠	実践コース全体の訓練認定規模の	5%程度

新規参入となる職業訓練の上限は以下のとおりとする。

基礎コース 30%

実践コース 30%

新規参入枠については、上記の値を超えてはならないこととするが、一の申請対象期間における新規参入枠以外の設定数（以下「実績枠」という。）に対する認定申請が、当該実績枠の上限を下回る場合は、当該実績枠の残余を、当該申請対象期間内の新規参入枠とすることも可能とする。ただし、年間上限値の範囲内とする。

新規参入枠については、同一の認定単位期間に余剰が生じる場合は、当該新規参入枠の残余を実績枠とすることも可能とする。

新規参入枠については、職業訓練の案等が良好なものから、実績枠については、求職者支援訓練の就職実績等が良好なものから認定する。

山形県においては、特定求職者が県内各地域において、職業訓練を受ける機会、選択肢を十分確保するために、特定の地域・訓練実施機関に偏ることがないように、原則として四半期ごとの認定における訓練実施機関の認定上限枠を設けることとする。

なお、通所型の訓練を受ける機会を確保する観点から、eラーニングコースの認定上限を別途設ける場合がある。

基礎コース	認定上限	1コース
	定員上限	30人
実践コース	認定上限	1コース（系毎とする）
	定員上限	30人

※ 上記の認定上限枠については、訓練認定規模の定員に満たない場合等やむを得ない事情がある場合は、これまでどおり上限を超えて認定しても差し支えないこととする。

- ・ 受講者に対する訓練修了前から就職まで一貫した支援のため、ハローワークと関係機関との連携強化の下、ジョブ・カードを活用したキャリアコンサルティング、求人情報の提供等の計画的な就職支援を実施する。
- ・ 全ての労働人口がデジタルリテラシーを身につけ、デジタル技術を利活用できるようにすることが重要であるとされていることからや、一人一人がサイバーセキュリティに対する意識・理解を深め、基本的な取組や対策を平時から行うことが求められていることから、全ての訓練分野に係る訓練コースにおいて、デジタルリテラシーや情報セキュリティに関するデジタルリテラシーの向上促進を図る。
- ・ 経済社会が急速に変化する中、一人ひとりが能力を発揮し、それに適した賃金や処遇を得られ、安定して働くことができる環境整備の一環として、必要に応じ職業能力評価制度との連動をより意識した内容とする。

注1 求職者支援訓練は、地域職業訓練実施計画に則して、四半期ごとに認定する。

介護系やデジタル系等、設定が必要と認められる訓練コースについては、四半期にこだわらず受付期間を設定することを可能とする。

注2 一度認定されたものの開講されずに中止となった場合は、訓練コース分の余剰定員を同一年度内の同一分野での認定に振り替えることを可能とする。

注3 実践コースにおいて設定された訓練分野において、当該訓練分野の訓練コースが認定

されなかった場合の余剰定員は、同一認定単位期間の「その他」分野（「営業・販売・事務分野」などを含む）に振り替えを可能とする。

注4 実践コースへの申請が四半期ごとの各系における訓練認定規模を下回った場合は、余剰定員を同一認定期間内の他の系に振り替えることを可能とする。

また、第4四半期（必要と認める場合は、第3四半期も含む）に限っては、認定コースの定員数が少なかった場合の繰越し分、中止コースの繰越し分及び同一認定単位期間内の余剰定員分について、基礎コースと実践コース間の振り替えや、実践コースの他の分野への振り替えを可能とする。

注5 本計画において示した内容は、次のイとロに掲げる事項を除き、「山形県地域職業能力開発促進協議会」（以下「協議会」という。）での議論を踏まえ、地域の実情に応じて異なる設定とすることができる。

イ 訓練認定規模を超えてはならないこと

ロ 新規参入枠は上に掲げた値を超えてはならないこと及び全く新規参入枠を設定しないこととならないこと

② 分野に応じた訓練コースの設定等

- IT分野、デザイン分野については、デジタル分野の重点化の観点から、IT、WEBデザイン関連の資格取得を目指す訓練コースへの基本奨励金の上乗せ措置や、企業実習を組み込んだデジタル分野の訓練コースやオンライン訓練（eラーニングコース）におけるパソコン等の貸与に要した経費への奨励金支給措置、DX推進スキル標準に対応した訓練コースの基本奨励金の上乗せ措置により、訓練コースの設定を推進する。
また、就職率の向上のため、求人ニーズに即した訓練コース内容を促進検討し、求職者が自身の希望求職者の職業能力や求職条件等に沿った適切な訓練コースを選択できるよう、支援を行うハローワークの窓口職員の知識の向上や、訓練実施施設による事前説明会等に参加できる機会の確保を図る。あわせて、就職機会の拡大に資するよう訓練修了者歓迎求人等の確保を推進するとともに、十分な就職支援を実施する訓練修了者のスキルが活用できる求人等の確保を推進するとともに、事業主等に対して、訓練受講により習得することができるスキル等の訓練効果を広く周知し、また、受講者との面談の機会を設けるなどにより、十分な就職支援を実施する。
- 介護分野については、職場見学・職場体験等を組み込んだ訓練コースへの奨励金支給措置により、訓練コースの設定を促進するとともに、スムーズに職業訓練を受講できるよう、地域性を考慮した訓練実施時期の設定等を検討する。
さらに、ハローワークにおいて求職者に対し訓練開始時期を見据え、早い段階で訓練情報の提供を行い、訓練実施機関を介して説明会を実施するなど周知を強化する。
- 介護分野については、ハローワークにおいて、介護等の仕事の魅力発信のためセミナーを開催するとともに、求職者に対し訓練開始時期を見据え、早い段階で訓練情報の提供を行い、訓練実施機関を介して説明会を実施するなど周知を強化する。

③ 対象者に応じた訓練コースの設定等

- 育児や介護等、多様な事情を抱える求職者等が主体的に受講できるよう実施期間・時

間に配慮した訓練コースや、オンライン訓練（e ラーニングを含む。）、託児サービス付き訓練コースの設定を推進する。

④ 民間教育訓練機関が提供する職業訓練の質の向上

- ・ 機構山形支部と連携し、民間教育訓練機関における職業訓練サービスガイドラインに関連する施策について、民間教育訓練機関をはじめとする職業能力開発関係者に対する認知度の向上・普及の取組を推進する。

計画期間中の公的職業訓練（離職者訓練）の対象者数等

分 野	全体計画数 定 員	公共職業訓練（県）		公 共 職 業 訓練（機構） 定 員	求 職 者 支 援 訓練 定 員
		施設内	委 託		
		定 員	定 員		
公共職業訓練（離職者向け）＋ 求職者支援訓練（実践コース）	IT分野	203 163		135 95	68
	営業・販売・事務分野	310 360		150 200	160
	医療事務分野	148 150		80 82	68
	介護・医療・福祉分野	96 118		51 73	45
	農業分野	0			
	旅行観光分野	0			
	デザイン分野	83 88		15 20	68
	製造分野	172	20		152
	建設関連分野	90			90
	理容・美容分野	0			
	その他分野 ※	146 346		60 260	40 46
求職者支援訓練（基礎コース）	195			195	
合 計	1,443 1,682	20	491 730	282 650	
(参考) デジタル分野	382 347	0	150 115	96 136	

注) ※ 年度当初において、分野設定が未確定分を含む

2 在職者に対する公共職業訓練等

(1) 対象者数

公共職業訓練（在職者訓練）	1, 905	1, 915	人
生産性向上支援訓練	730		人

(2) 職業訓練の内容等

- ・ 在職者訓練については、産業構造の変化、技術の進歩等による業務の変化に対応する高度な技能及びこれに関する知識を習得させる真に高度な職業訓練であって、民間教育訓練機関において実施することが困難なものを実施する。
- ・ ものづくり分野において、企業の中で中核的役割を果たしている者を対象に、専門的知識及び技能・技術を習得させる高度なものづくり訓練を実施する。さらに、DX等に対応した職業訓練コースの開発・充実、訓練内容の見直し等を図る。
- ・ ポリテクセンター山形に設置した生産性向上人材育成支援センターにおいては、幅広い分野の事業主からのデジタル人材や生産性向上に関する相談等に対応するとともに、課題の解消に向けた適切な職業訓練のコーディネート等の事業主支援を実施する。
- ・ 訓練の効果を客観的に把握する観点から、訓練コースの受講を指示した事業主等に対して、受講者が習得した能力の職場での活用状況について**職場での業務改善や事業所の生産性の向上、現場力の強化など訓練受講により生じた効果**を確認する。
- ・ 事業主等に対し、在職者訓練等の受講による従業員のスキル向上及び生産性向上等の訓練効果を広く周知し、在職者訓練等の受講促進を図る。

《山形県》在職者訓練（公開講座）

主に高度な技術の習得希望者や少人数制の研修希望者を対象。

訓練施設・学校	コース数	定員(人)	コース名
県立 産業技術短期大学校	23 25	127 140	情報通信技術セミナー、 人口が減少する変化・変動社会に向けた生産 改善セミナー、 IoTセミナー、他
県立 産業技術短期大学校 庄内校	14	70	シーケンス制御入門、 マシニングセンタ入門、 3次元CAD入門、他
合 計	37 39	197 210	

《山形県》在職者訓練（向上訓練）

主に技能検定等の資格取得希望者や新たな知識や技能・技術を習得したい希望者を対象。

訓練施設・学校	コース数	定員(人)	コース名
県立 山形職業能力開発専門校	35 36	540	ビジネススキル基礎、会計の基礎、 AutoCAD 基礎、3D CAD 基礎 (Fusion360)、 生産管理基礎、品質管理基礎、 オーダーメイドコース、他
県立 庄内職業能力開発センター	3 4	112 124	アーク溶接特別教育 (2 コース)、 オーダーメイドコース (2 1 コース)
合 計	38 40	652 664	

《山形県》在職者訓練（デジタルスキル向上訓練）

主にデジタル技術の利活用スキルの向上希望者を対象。

訓練施設・学校	コース数	定員(人)	コース名
県立 山形職業能力開発専門校	13	195	EXCEL 活用 (関数、データベース、マクロ /VBA)、 ネットワーク、AI、DX、他
合 計	13	195	

《ポリテクセンター山形（生産性向上人材育成支援センター）》

在職者訓練

訓練施設・学校	コース数	定員(人)	訓練分野
ポリテクセンター山形	83 84	861 846	◎機械系・・・・・・・・ 445-コース 441456人 ◎電気・電子系・・・・ 13コース 160130人 ◎居住系・・・・・・・・ 26コース 260人
合 計	83 84	861 846	

※地域ニーズを把握したうえで、計画したもの。

生産性向上支援訓練

訓練施設・学校	コース数	定員(人)	訓練分野
ポリテクセンター山形	—	730	◎生産性向上支援訓練 ①うちDX対応コース・・・220人 ②うちミドルシニアコース・・・50人 他
合計	—	730	

- ① 中小企業等でDXに対応するための人材育成に向けた生産性向上支援訓練
- ② 70歳までの就業機会の確保に資する中高年齢層向けの生産性向上支援訓練

3 学卒者等に対する公共職業訓練

(1) 対象者数及び目標

対象者数 460人 (専門課程370人、普通課程90人)

目標 就職率：95%

(2) 職業訓練の内容等

- ・ 産業の基盤を支える人材を養成するために、職業に必要な理論と技能・技術を結びつけた実学融合の教育訓練システムにより、最新の技能・技術に対応できる高度なものづくりを支える人材（高度実践技能者）を養成する。特に、DX等に対応した職業訓練コースを充実する。
- ・ 職業訓練と学校教育との密接な連携の下、地域人材の育成を図るとともに、学卒者のみならず、社会人の更なる入校促進を図る。

《山形県》高度職業訓練（専門課程）

専門課程として新規学卒者等を対象とした高度職業訓練を実施する。

訓練施設・学校	コース数	定員(人)	コース名
県立 産業技術短期大学校	7	250	【2年課程】 デジタルエンジニアリング科、 メカトロニクス科、 建築環境システム科、 情報システム科、 知能電子システム科、 土木エンジニアリング科 【1年課程】 産業技術専攻科（社会人等対象）

県立 産業技術短期大学校 庄内校	3	120	【2年課程】 生産エンジニアリング科、 情報通信システム科、 IT会計システム科
合計	10	370	

《山形県》普通職業訓練（普通課程）

普通課程として高卒の新規卒業者を対象とした職業訓練を実施する。

校名	コース数	定員(人)	訓練分野
県立 山形職業能力開発専門校	2	90	【2年課程】 自動車科（高卒）、 建設技術科（高卒）
合計	2	90	

4 障害者等に対する公共職業訓練

(1) 対象者数及び目標（委託訓練）

対象者数 **3045** 人
目標 就職率：55%

(2) 職業訓練の内容等

- ・ 民間企業等に対して委託する障害者委託訓練では、訓練受講対象となる障害者のニーズを把握し、各コースの定員の確保に努める。また、特に法定雇用率が未達成である企業や、障害者の雇用の経験の乏しい企業等を開拓するとともに、訓練内容や就職支援の充実を図りながら、引き続き推進するものとする。
- ・ 障害者の就業ニーズ及び企業の人材ニーズを踏まえ、定員の充足状況や修了者の就職実績を検証しながら、訓練コースの見直しを行うものとする。
- ・ 障害者の職業能力開発を効果的に行うため、地域における雇用、福祉、教育等の関係機関が連携を図りながら職業訓練を推進する。なお、令和7年度より障害者委託訓練におけるPDCA評価を試行的に実施しているところ、当該評価を基に訓練を計画すること**本格実施している。当該PDCA評価では、就職率の上昇と計画数と実績の乖離に取り組むものであり、当該評価を基に訓練を計画する。**
- ・ 当該公共職業訓練の受講者に対し、ハローワーク等との連携強化の下、訓練の開始時から計画的な就職支援を実施し、就職率の向上を図るものとする。

《山形県》障害者等に対する公共職業訓練（委託訓練）

訓練種別	コース数	定員(人)	科目名
障害者対象職業訓練	1 2	5 10	パソコン基礎科 (パソコンの基礎知識及び基本操作を学ぶ) ※訓練期間は概ね1か月
	1	5	サービス補助科 (施設清掃、介護補助等の基本を学ぶ) ※訓練期間は概ね1か月
	10 15	10 15	インターンシップコース(事業所で就労に必要なスキルを身につける。) ※訓練期間は概ね1か月～3か月
	2 3	10 15	在職者スキルアップコース (在職者を対象に能力向上を図る) ※訓練期間は概ね5日
合計	14 21	30 45	

第5 その他

山形県は令和8年度に実施する地域リ・スキリング推進事業について、実施自治体名・事業名・事業概要を記載した一覧を令和8年度に開催される協議会へ報告を行い、協議会はその実施状況等を把握し、必要な場合は山形県へ助言を行うこととする。

これを受け、山形県においては、事業の適正な執行を図り、県内事業者のリ・スキリングへの取組を促進するものとする。

山形労働局

【公的職業訓練の効果検証・改善について】

ワーキンググループより提案

公的職業訓練効果検証ワーキンググループ実施要領

1 目的

公的職業訓練効果検証ワーキンググループ（以下「WG」という。）は、適切かつ効果的な職業訓練を実施していくため、個別の訓練コースについて、訓練修了者や採用企業からのヒアリングも含め、訓練効果を把握・検証し、訓練カリキュラム等の改善を図ることとする。

2 WGの構成員

「山形県地域職業能力開発促進協議会設置要綱策定要領」の1（3）の構成員のうち、都道府県労働局、都道府県及び独立行政法人高齢・障害・求職者雇用支援機構とし、必要に応じて、地域職業能力開発促進協議会（以下「協議会」という。）構成員の中から任意の者を追加する。

なお、協議会の構成員として委任した者と同一のものとする必要はなく、構成員の機関・団体の職員等で差し支えないが、協議会の事務に従事する者として、正当な理由なく、協議会の事務に関して知り得た秘密を漏らしてはならない。

3 検証手法

検証手法は、公的職業訓練の訓練修了者、訓練修了者の採用企業及び訓練実施機関に対するヒアリングにより行うものとする。

なお、各種データの統計処理による分析については、訓練カリキュラムの改善に資する場合に限り各協議会で実施することも可能であるが、都道府県労働局職員以外の者が直接関わって分析を実施する場合は、①分析するデータの種類・範囲、②分析手法、③分析の実施者等を明らかな上で、事前に、本省に協議すること。

4 WGの具体的な進め方

(1) 検証対象コースの選定

ア 予め協議会にて検証対象となる訓練分野を選定しておき、WGでは当該訓練分野の中で訓練修了者が比較的多い訓練コースを3コース（ただし、異なる訓練実施機関が実施するものとする。）以上選定する。

イ 検証対象は、アで選定したコースの訓練実施機関と、各訓練コースにつき訓練修了者1人以上、当該訓練修了者を採用した採用企業1社以上とする。具体的には、3コースを選定すると、訓練実施機関3者、訓練修了者3人以上及び採用企業3社以上が対象となる。

なお、ヒアリングの対象とする訓練修了者の選定にあたっては、同一の性別又は年齢層に偏らないよう配慮すること。

その他、就職氷河期世代、就職困難者、ひとり親等といった様々な事情を抱える方々について検証することも有意義であることから、訓練修了者のうちの一人は、例えば離職期間が

長い、離転職を繰り返している等の履歴のある者をできる限り選定することが望ましい。

(2) ヒアリングの内容等

ア ヒアリングは直接又はweb会議のいずれでも差し支えない。

イ ヒアリング内容は以下の項目を必須とし、協議会独自に質問項目を追加しても差し支えない。

① 訓練実施機関へのヒアリング

- ・訓練実施にあたって工夫している点
- ・訓練実施機関が行っているキャリアコンサルティングの状況
- ・訓練実施にあたっての国への要望、改善して欲しい点

② 訓練修了者へのヒアリング

※訓練機関の待遇など、受講中の満足度ではないことに留意。

- ・訓練内容のうち、就職後に役に立ったもの
- ・訓練内容のうち、就職後にあまり活用されなかったもの
- ・就職後に感じた、訓練で学んでおくべきであったスキル、技能等

③ 訓練修了者を採用した企業へのヒアリング

- ・訓練により得られたスキル、技能等のうち、採用後に役に立っているもの
- ・訓練において、より一層習得しておくことが望ましいスキル、技能等
- ・訓練修了者の採用について、未受講者（未経験者）の採用の場合と比較して期待していること（同程度の経験等を有する者同士を比較。採用事例がない場合は想定）

(3) ヒアリングを踏まえた効果検証等

(2)のヒアリングを踏まえ、調査した訓練コースを含む分野全体において、訓練効果が期待できる内容及び訓練効果を上げるために改善すべき内容について整理する。

(4) 効果検証結果を踏まえた検討

(3)の効果検証結果を踏まえ、訓練カリキュラム等の改善促進策（案）等を検討し、協議会への報告事項を整理する。

【訓練カリキュラムの改善促進策（例）】

- 委託訓練について、
 - ・説明会資料又は委託要綱等の内容に追加
 - ・公募条件又は入札の加点要素として付加
- 汎用性の高い訓練（就職支援）内容について、
 - ・求職者支援訓練において、訓練実施期間中に独立行政法人高齢・障害・求職者雇用支援機構が行う実施状況の確認の際に周知
 - ・申請・認定事務の際に周知
 - ・求職者支援訓練の実施機関開拓の際に周知

(5) 協議会への報告

WGの効果検証結果及び訓練カリキュラムの改善促進策（案）等については協議会に報告する。

選定理由

1. 令和7年度における「営業・販売・事務分野」の訓練については、受講生が最も多くなっており、令和7年12月末現在では、コース数が全体の約4割、受講者数が同5割弱となっている。
2. 令和5年度に効果検証を実施したが、訓練で習得したWord・Excelは総じて役立っている、他のソフトなどのあまり活用されていないカリキュラムがあったことなどから、求職者が自身に必要と見極められるよう詳細な情報を提供する、また、就職率を向上させるために実施機関とハローワークが連携を図ることなどを取り組むこととした。その後、2年が経過したことから、改めて対象とすることとした。

令和8年度効果検証対象訓練分野

「営業・販売・事務分野」

令和7年度の主な
訓練コース

「訓練科名」	「応募者数」	「受講者数」	「訓練目標等」
（村山地域） 経理・会計実務科	24名	15名	日商簿記2級や会計ソフトを学び就職を目指す。
（置賜地域） 実務で役立つパソコン科	23名	15名	多様な事務ソフトの活用力並びに、様々な文書・書類・帳票類の作成に必要な知識や技能を習得し就職に結びつける。
（庄内地域） PC活用事務科	15名	13名	パソコンの基礎知識及び技能、実践的な活用法を習得するとともに、就職に必要な知識等を習得し就職に結びつける。

山形労働局

【教育訓練給付制度の活用について】

教育訓練給付制度の指定講座の状況等

資料 5

厚生労働省 山形労働局

Ministry of Health, Labour and Welfare of Japan

教育訓練給付金の概要

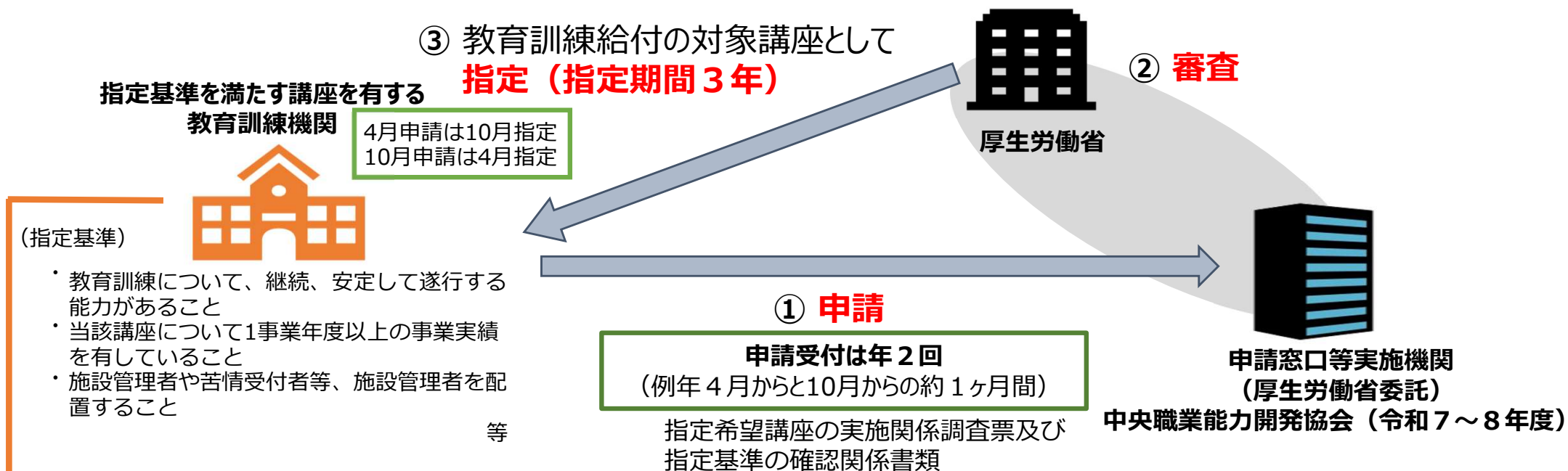
労働者が主体的に、厚生労働大臣が指定する教育訓練を受講し、修了した場合に、その費用の一部を雇用保険により支給。

	専門実践教育訓練給付金 ＜特に労働者の中長期的キャリア形成に資する教育訓練を対象＞	特定一般教育訓練給付金 ＜特に労働者の速やかな再就職及び早期のキャリア形成に資する教育訓練を対象＞	一般教育訓練給付金 ＜左記以外の雇用の安定・就職の促進に資する教育訓練を対象＞
給付内容	<ul style="list-style-type: none"> 受講費用の50%（上限年間40万円） （6か月ごとに支給） 追加給付①: 1年以内に資格取得・就職等 ⇒受講費用の20%（上限年間16万円） 追加給付②: 訓練前後で賃金が5%以上上昇(※1) ⇒受講費用の10%（上限年間8万円） 	<ul style="list-style-type: none"> 受講費用の40%（上限20万円） 追加給付: 1年以内に資格取得・就職等(※1) ⇒受講費用の10%（上限5万円） 	<ul style="list-style-type: none"> 受講費用の20%（上限10万円）
支給要件	<ul style="list-style-type: none"> ○ 在職者又は離職後1年以内（妊娠、出産、育児、疾病、負傷等で教育訓練給付金の対象期間が延長された場合は最大20年以内）の者 ○ 雇用保険の被保険者期間3年以上（初回の場合、専門実践教育訓練給付金は2年以上、特定一般教育訓練給付金・一般教育訓練給付金は1年以上） 		
講座数	3,300 講座 [山形県：10講座]	1,188 講座 [山形県：41講座]	12,352 講座 [山形県：307講座]
受給者数	37,165人（初回受給者数） [山形県：132人]	4,947人 [山形県：53人]	73,766人 [山形県：608人]
講座指定要件	<p>次のいずれかの類型に該当し、かつ就職率等の要件を満たすもの</p> <ol style="list-style-type: none"> ① 業務独占資格又は名称独占資格に係る養成施設の課程（4年制課程含む R7.4～） ② 専門学校等の職業実践専門課程及びキャリア形成促進プログラム 文部科学省連携 ③ 専門職大学院の課程及び外国の大学院の経営管理に関する学位課程（R7.4～） ④ 大学等の職業実践力育成プログラム 文部科学省連携 ⑤ 第四次産業革命スキル習得講座等の課程（ITSSレベル3以上）(※2) 経済産業省連携 ⑥ 専門職大学・専門職短期大学・専門職学科の課程 	<p>次のいずれかの類型に該当し、かつ就職率等の要件を満たすもの</p> <ol style="list-style-type: none"> ① 業務独占資格、名称独占資格若しくは必置資格に係る養成施設の課程又はこれらの資格の取得を訓練目標とする課程等 ② 一定レベル（ITSSレベル2）の情報通信技術に関する資格取得を目標とする課程 (※2) ③ 短時間の職業実践力育成プログラム及びキャリア形成促進プログラム 文部科学省連携 ④ 職業能力評価制度の検定（技能検定又は団体等検定）の合格を目指す課程（R7.4～） 	<p>次のいずれかの類型に該当する教育訓練</p> <ol style="list-style-type: none"> ① 公的職業資格又は修士若しくは博士の学位等の取得を訓練目標とするもの ② ①に準じ、訓練目標が明確であり、訓練効果の客観的な測定が可能なもの 〔民間職業資格の取得を訓練目標とするもの等〕

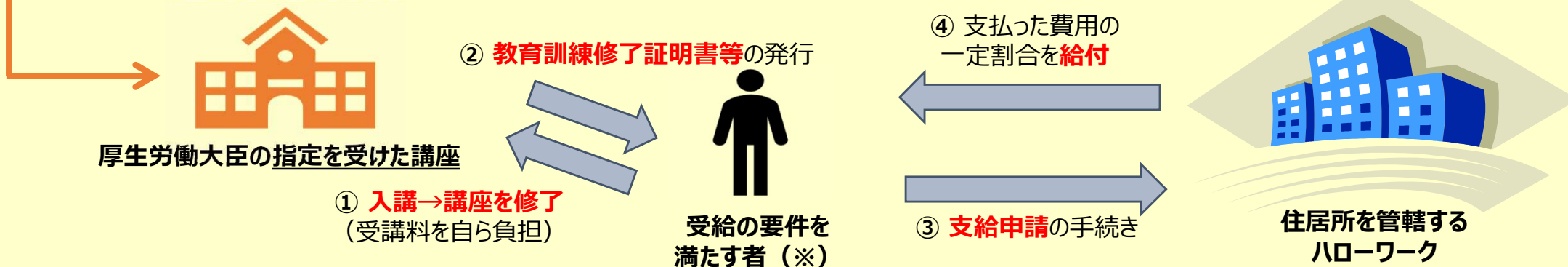
（注）講座数は令和7年10月時点、受給者数は令和6年度実績（速報値）。（※1）令和6年10月1日以降に受講開始した者について適用。（※2）令和6年10月1日付け指定から適用。

教育訓練給付金の指定申請等の概要

1. 教育訓練給付の対象講座になるまでの流れ



2. 教育訓練給付を受給するまでの流れ



(※) 特定一般教育訓練・専門実践教育訓練については、講座の受講開始2週間前までに、訓練前キャリアコンサルティングを受け、ジョブ・カードを作成し、ハローワークにおいて、受給資格確認を行うことが必要

教育訓練給付金の講座指定の対象となる主な資格・試験など



専門実践教育訓練給付金
最大で受講費用の80%〔年間上限64万円〕
を受講者に支給（※1）



特定一般教育訓練給付金
最大で受講費用の50%〔上限25万円〕
を受講者に支給（※2）



一般教育訓練給付金
受講費用の20%〔上限10万円〕
を受講者に支給

※1 2024年9月までに開講した講座は最大で受講費用の70%（年間上限56万円）を支給
※2 2024年9月までに開講した講座は受講費用の40%（上限20万円）を支給

輸送・機械運転関係

大型自動車第一種・第二種免許
中型自動車第一種・第二種免許
大型特殊自動車免許
準中型自動車第一種免許
普通自動車第二種免許
フォークリフト運転技能講習
けん引免許
車両系建設機械運転・玉掛・小型移動式クレーン・高所作業車運転・床上操作式クレーン・不整地運搬車運転技能講習
移動式クレーン運転士免許
クレーン・デリック運転士免許
一等無人航空機操縦士

情報関係

第四次産業革命スキル習得講座
ITSSレベル3以上の資格取得を目指す講座（シスコ技術者認定資格等）
ITSSレベル2の資格取得を目指す講座（基本情報技術者試験等）
ITパスポート
Webクリエイター能力認定試験
Illustratorクリエイター能力認定試験
CAD利用技術者試験

専門的サービス関係

キャリアコンサルタント
社会保険労務士試験
ファイナンシャル・プランニング技能検定試験
行政書士、税理士
通関士、マンション管理士試験
司法書士、弁理士
気象予報士試験
土地家屋調査士
中小企業診断士試験
司書・司書補
産業カウンセラー試験
公認内部監査人認定試験

事務関係

登録日本語教員
Microsoft Office Specialist 365 VBAエキスパート
簿記検定試験（日商簿記）
日本語教員、IELTS
日本語教育能力検定試験
実用英語技能検定（英検）
TOEIC、VERSANT、TOEFL iBT
中国語検定試験
HSK漢語水平考試
「ハングル」能力検定
建設業経理検定

医療・社会福祉・保健衛生関係

介護福祉士（介護福祉士実務者研修を含む）
社会福祉士
保育士
看護師、准看護師、助産師
精神保健福祉士、はり師
柔道整復師、歯科衛生士
歯科技工士、理学療法士
作業療法士、言語聴覚士
栄養士、管理栄養士
保健師、美容師、理容師
あん摩マッサージ指圧師
きゅう師、臨床工学技士
視能訓練士
臨床検査技師
主任介護支援専門員研修
介護支援専門員実務研修
介護職員初任者研修
特定行為研修
喀痰吸引等研修
福祉用具専門相談員
登録販売者
衛生管理者免許試験
医療事務技能審査試験
医療事務認定実務者（R）試験
調剤薬局事務検定試験
健康管理士一般指導員資格認定試験
メンタルヘルス・マネジメント検定試験

営業・販売関係

調理師
宅地建物取引士資格試験
インテリアコーディネーター
パーソナルカラー検定
ソムリエ呼称資格認定試験
国内旅行業務取扱管理者試験

技術関係

測量士補、電気工事士
航空運航整備士
自動車整備士
海技士
電気主任技術者試験
建築士
技術士
土木施工管理技術検定
建築施工管理技術検定
管工事施工管理技術検定
電気通信工事担任者試験

製造関係

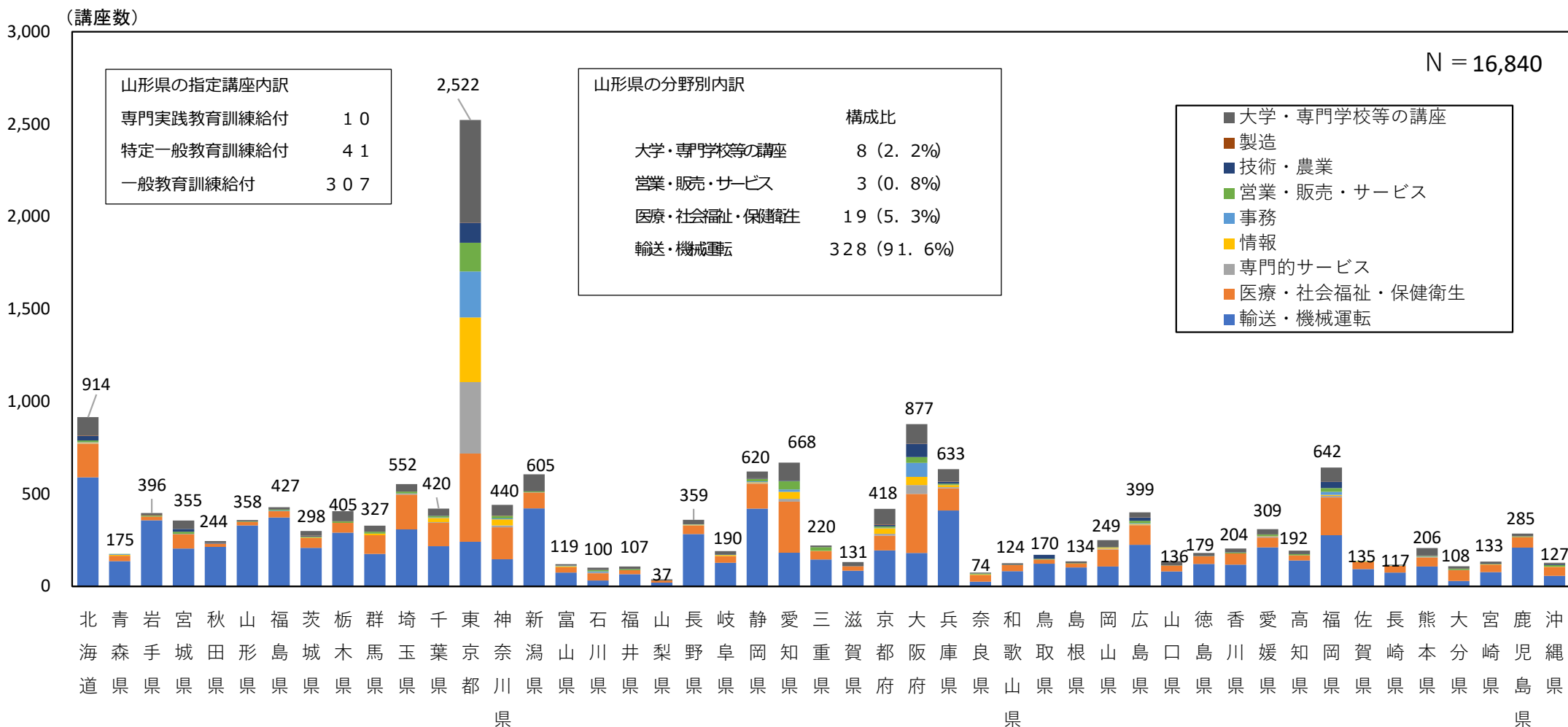
製菓衛生師
パン製造技能検定試験

大学・専門学校等の講座関係

職業実践専門課程（商業実務、文化、工業、衛生、動物、情報、デザイン、自動車整備、土木・建築、スポーツ、旅行、服飾・家政、医療、経理・簿記、電気・電子、ビジネス、社会福祉、農業など）
職業実践力育成プログラム（保健、社会科学、工学・工業など）
キャリア形成促進プログラム（医療、文化教養、商業実務関係）
専門職学位（ビジネス・MOT、教職大学院、法科大学院など）
短時間の職業実践力育成プログラム（人文科学・人文）
短時間のキャリア形成促進プログラム（文化教養関係）
修士・博士
履修証明
科目等履修生

指定講座の状況（訓練機関の所在地別・分野別）（令和7年10月1日時点）

- 地域によって指定講座数にばらつきがみられるが、最も多い東京都が約2500講座と全体の約15%を占め、続いて北海道、大阪府、愛知県、福岡県の順に多くなっている。
- 分野別にみると「専門的サービス関係」「情報関係」「事務関係」については、指定講座の約5割が東京都の教育訓練機関により実施されている。



※ 訓練機関の所在地別で集計しており、一の訓練機関が同一の講座を複数箇所で開催している場合、開講箇所数に関わらず訓練機関の所在する都道府県に1講座計上している。

資料出所：厚生労働省「教育訓練給付の指定講座に係る行政記録情報」より若年者・キャリア形成支援担当参事官室で作成

山形県における指定講座の状況（訓練機関の所在地別・主な資格別）

（令和7年10月1日時点）

		全国				山形県			
		計	専門実践	特定一般	一般	計	専門実践	特定一般	一般
輸送・機械運転関係	大型自動車第一種免許	2641	—	205	2436	141	—	18	123
	中型自動車第一種免許	1887	—	110	1777	52	—	7	45
	準中型自動車第一種免許	926	—	61	865	22	—	0	22
	大型特殊自動車免許	704	—	35	669	27	—	5	22
	大型自動車第二種免許	631	—	59	572	42	—	5	37
	フォークリフト運転技能講習	317	—	6	311	1	—	0	1
	けん引免許	387	—	19	368	16	—	3	13
	無人航空機操縦士	299	—	28	271	0	—	0	0
	その他	856	—	48	808	27	—	3	24
医療・社会福祉・保健衛生関係	医療事務技能審査試験	6	—	—	6	0	—	—	0
	介護福祉士（実務者研修含む）	1332	288	15	1029	10	0	0	10
	介護支援専門員	309	—	254	55	0	—	0	0
	喀痰吸引等研修修了	74	—	24	50	0	—	0	0
	介護職員初任者研修	288	—	79	209	2	—	0	2
	看護師	349	328	0	21	5	4	0	1
	特定行為研修	380	—	131	249	0	—	0	0
	社会福祉士	173	137	6	30	0	0	0	0
	保育士	123	111	2	10	0	0	0	0
	精神保健福祉士	119	96	0	23	0	0	0	0
	歯科衛生士	123	119	0	4	1	1	0	0
	その他	596	452	8	136	1	1	0	0
専門的サービス関係	税理士	202	—	0	202	0	—	0	0
	社会保険労務士試験	110	—	2	108	0	—	0	0
	行政書士	40	—	0	40	0	—	0	0
	その他	174	22	0	152	0	0	0	0

山形県における指定講座の状況（訓練機関の所在地別・主な資格別） （令和7年10月1日時点）

		全国				山形県			
		計	専門実践	特定一般	一般	計	専門実践	特定一般	一般
情報関係	Microsoft Office Specialist	75	—	—	75	0	—	—	0
	CAD利用技術者試験	20	—	—	20	0	—	—	0
	Webクリエイター能力認定試験	45	—	—	45	0	—	—	0
	第四次産業革命スキル習得講座	301	301	—	—	0	0	—	—
	その他	149	13	10	126	0	0	0	0
事務関係	TOEIC	140	—	—	140	0	—	—	0
	簿記検定試験（日商簿記）	67	—	—	67	0	—	—	0
	中国語検定試験	30	—	—	30	0	—	—	0
	「ハングル」能力検定	5	—	—	5	0	—	—	0
	実用フランス語技能検定試験	4	—	—	4	0	—	—	0
	登録日本語教員	31	—	26	5	0	—	0	0
	日本語教員	28	—	—	28	0	—	—	0
	その他	98	—	—	98	0	—	—	0
営業・販売・サービス関係	宅地建物取引士資格試験	105	—	4	101	0	—	0	0
	その他	386	317	0	69	3	3	0	0
製造関係	計	31	11	0	20	0	0	0	0
技術・農業関係	建築士	68	1	0	67	0	0	0	0
	建築施工管理技術検定	56	—	0	56	0	—	0	0
	土木施工管理技術検定	50	—	0	50	0	—	0	0
	その他	167	31	3	133	0	0	0	0
大学・専門学校等の講座関係	修士・博士	761	—	—	761	7	—	—	7
	キャリア形成促進プログラム	7	6	1	—	0	0	0	—
	職業実践専門課程	688	688	—	—	1	1	—	—
	職業実践力育成プログラム	283	231	52	—	0	0	0	—
	専門職大学院	144	142	—	2	0	0	—	0
	科目等履修生	14	—	—	14	0	—	—	0
	履修証明	35	—	—	35	0	—	—	0
	その他	6	6	0	—	0	0	0	—